

位置

あづまぢのやへの霞をわけきても君にあはねばなをへだてたる心こそすれ歌略

〔地勢提要乾〕各國經緯度附里程
下總 銚子湊飯沼村極高三十五度四十三分經度東五度六分前同九十二里三町三十七間

〔日本經緯度實測〕北極出地

下總 銚子湊 三五度四三分〇〇秒
古河 三六度三十一分三七秒略

東西里差

山城 京 〇度〇〇分〇〇秒略
下總 古河 東四度〇〇分〇〇秒

疆域

〔房總志料三上總附錄〕一下總千葉郡濱村と上總市原郡村田村との間に三角島と字せるあり狀に

よりて名く此地に榜示有て二總の界とす又同郡閭井戸村より古市場村を過て濱村へ至る道

に左右は田にして臂曲ヒヂマカリと字せる道有其形灣にして臂を折たるがごとし是又二總の界とす

も云いふかきことなり如何となれば古へ一國を建るの始かゝる事にて封域を別でるにて

はあらじおもふに下總千葉郡に隸せる小弓濱村などの地勢によるに全く上總に屬せし地と

見ゆ或いふ濱ノ村と垣生村との境に小流有て海に宗す源は麴室カウジムといふ所よりなるとこれ

等や二總の界なるにやなをまた土人に問べし

〔日本地誌提要二十一〕疆域 東ハ海西ハ武藏上野南ハ上總及海北ハ常陸下野東西凡貳拾貳

里南北凡壹拾七里餘

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年八月庚申下總國言天平寶字二年本道問民苦使正六位下藤原朝

臣淨弁等具注應掘防毛野川之狀申官廳許已訖其後已經七年得常陸國移曰今被官符方欲掘川

尋其水道當決決原一本改次神社加以百姓宅所損不少是以具狀申官宜莫掘者此頻年洪水損決日

益若不早掘防恐渠川崩埋一郡口分二千餘田長爲荒廢於是仰兩國掘自下總國結城郡小鹽郷小